

○東京情報大学表彰規程

制 定 平成 16 年 10 月 1 日
最近改正 平成 25 年 4 月 1 日

第 1 条 東京情報大学学則第 37 条の定める表彰は、この規程により行う。

2 この表彰は、東京情報大学特別賞（以下「特別賞」という。）と称する。

第 2 条 特別賞は、卒業年次学生で、次の各号のいずれかに該当する者に対し、卒業式において顕彰し、授与する。

(1) 優れた人物で、在学中の学業成績（卒業論文等を含む）が極めて優秀な者

(2) スポーツ・文化の部門において、特に抜群の成果をあげ、本大学の名声を著しく高揚した者

(3) 在学中に学友会活動や留学生交流活動において、特に重要な活動に携わり、本大学に極めて大きく貢献した者

(4) 在学中に学生の模範となる著しい善行があった者又は本大学内外において公的機関等から表彰を受け、建学の精神の発揚に努め、本大学の名声を著しく高揚した者

2 前項に定める者とは、第 1 号では原則として学生個人を、第 2 号、第 3 号及び第 4 号では学生個人又は団体をいう。

3 特別賞の受賞者には、賞状並びに副賞として記念品を授与する。

第 3 条 前条に定める特別賞の種類は、次のとおりとする。

(1) 東京情報大学学業成績優秀賞

(2) 東京情報大学卒業論文優秀賞

(3) 東京情報大学スポーツ・文化賞

(4) 東京情報大学学生特別功労賞

(5) 東京情報大学顕功特別賞

2 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に要する経費は、本大学の一般会計支出をもってこれに充てる。

3 第 1 項第 5 号にかかる経費は、学校法人東京農業大学歴代理事長の寄付金等により設定された基金をもってこれに充てる。

第 4 条 前条第 1 項第 1 号に定める特別賞の受賞者数は、原則として学科 3 名とする。

2 前条第 1 項第 2 号に定める特別賞の受賞者数は、原則として学科 3 名とする。

3 前条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号に定める特別賞の受賞者数は、毎年これを定める。

第 5 条 特別賞の選考に関する内規は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

2 従前の「東京情報大学学業成績優秀賞に関する内規」は廃止する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。